

2 事業者支援交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の事業者支援交付金に係る交付限度額は、都道府県分については以下の（１）の算定額及び（２）の算定額の合計額とし、市町村分については以下の（２）の算定額とする。

（１）令和３年４月３０日限度額通知に係る分

各都道府県の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$60,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 1,000,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

（１）に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

（２）令和３年８月２０日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$40,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 500,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

(2)のうち都道府県分に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとし、27,000円×事業所数×A×αが百万円を下回る場合には、百万円とする。）とする。

算式

$$27,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha \times \beta$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α：別に定める乗率

27,000円×事業所数×A×αに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

β：別に定める乗率

(2)のうち市町村分に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① 特定大規模施設

特定大規模施設は、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更。以下「令和3年4月23日付基本的対処方針」という。）三（3）3）①及び「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設として、休業要請を行うものとされた施設であること。ただし、特措令第11条第1項第10号に規定する施設を除く。
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請又は営業時間短縮要請を受け、これに応じた施設であること。

② 特定大規模施設運営事業者

特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の管理権等の休業又は営業時間短縮を決定する権限を有し、これにより休業又は営業時間短縮を決定した者をいう。ただし、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。

③ 特定百貨店店舗

特定大規模施設である百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗をいう。

④ 自己利用部分面積

特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（飲食店に係る協力金の対象となる事業所として利用している部分を除く。）であって、休業要請又は営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積をいう。

⑤ 要請対象大規模施設

要請対象大規模施設とは、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 令和3年4月23日付基本的対処方針三（3）3）①において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設として、休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を行うものとされた施設
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請等を受け、これに応じた施設

- ⑥ テナント事業者等
要請対象大規模施設の、要請に基づく休業、営業時間短縮又は無観客開催期間中に、契約に基づき、当該要請対象大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。）、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該要請対象大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該要請対象大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗（契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが休業要請等を受けて実際に設けることができなかつた場合を含む。）を運営する事業者をいう。
- ⑦ 非飲食業カラオケ店
飲食業の許可を受けていない建築物の床面積1,000㎡以下のカラオケ店をいう。
- ⑧ 非飲食業カラオケ事業者
特措法第45条第2項に基づき特定都道府県知事が行う休業要請を受け、休業した非飲食業カラオケ店を営む者をいう。
- ⑨ 支給対象テナント事業者等
支給対象テナント事業者等は、非飲食業カラオケ事業者又は次に掲げるすべてを満たす店舗を営む事業者をいう。
一 テナント事業者等が運営する店舗又は映画館運営事業者若しくは映画配給会社が要請対象大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室（この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画館運営事業者及び映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。）
二 要請対象大規模施設運営者が休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を受けて要請対象大規模施設の休業、営業時間短縮又は無観客開催を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗
- ⑩ 月次支援金
中小企業庁が給付する緊急事態措置、まん延防止等重点措置又は令和3年9月30日をもって緊急事態措置区域から除外された都道府県における休業等の措置の影響緩和に係る支援金をいう。
- ⑪ 第三者認証制度
各都道府県が、別に定める基準に基づき導入している、飲食店の感染防止対策の適合性に係る認証制度をいう。

[2] 算定額

各都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額は、以下の（1）の算

定額、(2-1)の算定額、(2-2)の算定額及び(3)の算定額の合計額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

なお、都道府県が、第3の1二ただし書きの規定により、当該都道府県分の協力要請推進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額とする。

(1) 飲食店に対する協力金等分

ア 要請等に応じた対象者に対する協力金等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間Ⅰ>

令和3年2月28日以前の期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域については、同年3月7日以前の期間とする。

算式(一律単価方式)

$$\Sigma (A \times B \times 0.8)$$

算式の符号

A: 要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

B: 対象者に給付する1日当たりの協力金等の金額(20,000円(令和2年12月16日から令和3年1月7日までの期間にあつては、40,000円、令和3年1月8日以降の期間にあつては、表1の区域区分に対応する単価①)を上限とする。)に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間Ⅱ>

令和3年3月1日から3月21日までの期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域について

は、同年3月8日から3月21日までの期間とする。

算式（平均単価方式）

$$C \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (D \times E \times 0.8)$$

算式の符号

C：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

D：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

E：表1の区域区分に対応する単価①に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間Ⅲ>

令和3年3月22日から3月31日までの期間

算式（平均単価方式）

$$F \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (G \times H \times 0.8)$$

算式の符号

F：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

G：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

H：次の表1の区域区分に対応する単価②に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間Ⅳ>

令和3年4月1日から4月21日までの期間

特措法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態

措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）又は同法第 31 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」という。）のうち同法第 31 条の 6 第 1 項に基づき都道府県知事が定める区域（以下「まん延防止等重点措置地域」という。）については、以下の算式 I（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、以下の算式 I（規模別方式）又は算式 II（平均単価方式）のいずれかにより算定するものとする。

なお、算式 I（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式 I（規模別方式）

$$\Sigma (J \times K_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (J \times K_1) \times 0.02$$

算式 II（平均単価方式）

$$I \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (J \times K_2 \times 0.8)$$

算式の符号

I：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

J：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

K_1 ：対象者に支給する 1 日当たりの協力金等の金額（表 2 の区域区分に対応する単価③を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

K_2 ：表 2 の区域区分に対応する単価③に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間 V>

令和 3 年 4 月 22 日から 9 月 12 日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式Ⅲ（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、21 時までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、原則として、以下の算式Ⅲ（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式Ⅳ（平均単価方式）により算定することを認める。ただし、21 時より遅い時間までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、算式Ⅳ（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式Ⅲ（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式Ⅲ（規模別方式）

$$\Sigma (M \times N_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (M \times N_1) \times 0.02$$

算式Ⅳ（平均単価方式）

$$L \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (M \times N_2 \times 0.8)$$

算式の符号

L：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

M：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

N_1 ：対象者に支給する 1 日当たりの協力金等の金額（表 3 の区域区分に対応する単価④を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

N_2 ：表 3 の区域区分に対応する単価④に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和 3 年 4 月 21 日以前に、4 月 22 日以降までの営業時間短

縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間（緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。）については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする（以下本ただし書において「経過措置」という。）。（令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となった都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。）

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間VI>

令和3年9月13日から11月18日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式VI（平均単価方式）により算定することを認める。また、令和3年9月13日以降に営業時間短縮の要請等が全国で一度終了した後に再度営業時間短縮の要請等が行われる場合、その他の区域については、算式VI（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式V（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式V（規模別方式）

$$\Sigma (P \times Q_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (P \times Q_1) \times 0.02$$

算式Ⅵ（平均単価方式）

$$O \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (P \times Q_2 \times 0.8)$$

算式の符号

O：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

P：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

Q₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表4の区域区分に対応する単価⑤を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

Q₂：表4の区域区分に対応する単価⑤に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間Ⅶ>

令和3年11月19日以降の期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式Ⅶ（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式Ⅶ（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により第三者認証制度の適用店舗以外の飲食店（以下「非認証店」という。）に対して規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式Ⅷ（平均単価方式）により算

定することを認める。

なお、算式Ⅶ（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式Ⅶ（規模別方式）

$$\Sigma (S \times T_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (S \times T_1) \times 0.02$$

算式Ⅷ（平均単価方式）

$$R \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (S \times T_2 \times 0.8)$$

算式の符号

R：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

S：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

T₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表5-1の区域区分に対応する単価⑥又は表5-2の区域区分に対応する単価⑦を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

T₂：表5-2の区域区分に対応する単価⑦に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価⑥に代えて、表5-2の単価⑦を適用することを可能とする。

(注) 「一律単価方式」は、各対象者に対し単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式、「平均単価方式」は、1対象者当たりの平均額が単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式。「規模別方式」は、対象者の事業規模に応じた単価により協力金等を給付する方式をいう。



表1 令和3年3月31日までの単価

区域区分		単価① (令和3年3月21日以前)	単価② (令和3年3月22日～3月31日)
緊急事態措置区域	20時まで(酒類提供時間は11時から19時まで)の営業時間短縮の要請等を行う場合	60,000円	—
	上記以外の場合	0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた期間については、「その他の区域」と同様に扱う)	—
緊急事態措置区域から解除された区域	緊急事態措置区域から解除された日以降も、引き続き、21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円

表2 令和3年4月1日から4月21日までの単価

区域区分		算式	単価③ (令和3年4月1日～4月21日)		
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで(酒類提供時間は11時から19時まで)の営業時間短縮の要請等を行う場合	算式I (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	対象者の飲食業に係る1日当たり売上高(以下「1日当たり飲食業売上高」という。)が100,000円以下の場合	40,000円
				1日当たり飲食業売上高が100,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円				
上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた期間については、「その他の区域」と同様に扱う)			
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	算式I (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)

			1 日当たり飲食業 売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円
		売上高減少 額方式 (対象者が 大企業の場合 又は対象 者が中小企 業であって 売上高方式 によらない 場合に限 る。)	1 日当たり飲食業 売上高の減少額が 0 円を超え、 500,000 円以下の 場合	1 日当たり飲食 業売上高の減 少額×0.4 又は 1 日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額 (千円未満切 上)
			1 日当たり飲食業 売上高の減少額が 500,000 円を超え る場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額
		算式Ⅱ (平均 単価方 式)	40,000 円	
	上記以外の場 合	算式Ⅱ (平均 単価方 式)	20,000 円	

※「中小企業」とは、原則として、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。）でその営む主たる事業に応じ、従業員の数と同項における中小企業の基準以下の法人等をいい、「大企業」とは、中小企業以外の事業者をいう。以下同じ。

表3 令和3年4月22日から9月12日までの単価

区域区分		算式	単価④ (令和3年4月22日～9月12日)		
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで（酒類提供時間は11時から19時まで）の営業時間短縮の要請等を行う場合	算式Ⅲ (規模別方式) (※)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
上記以外の場合	0円 (ただし、緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)				
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	算式Ⅲ (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額	1日当たり飲食業売上	1日当たり飲食

			方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額
		算式Ⅳ (平均単価方式) (※)	20,000 円		
	上記以外 の場合	算式Ⅳ (平均単価方式)	20,000 円		

(※) ただし、令和3年4月21日以前に、4月22日以降までの営業時間短縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間(緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。)については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする(以下本ただし書において「経過措置」という。)(令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となった都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。)

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

表4 令和3年9月13日から11月18日までの期間の単価

区域区分		算式	単価⑤ (令和3年9月13日～11月18日)		
緊急事態措置区域	休業要請又は20時まで(酒類提供禁止)の営業時間短縮要請を行う場合	算式V (規模別方式) (※1)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円				
	上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)		
まん延防止等重点措置地域	21時まで(酒類提供時間は11時から20時まで)の営業時間短縮要請を行う場合	算式V (規模別方式)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を	1日当たり飲食業売上高の減

				<p>超え、500,000 円以下の場合</p> <p>1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合</p>	<p>少額×0.4 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)</p> <p>200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額</p>
	20 時まで (酒類提供禁止又は酒類提供時間は 11 時から 19 時 30 分まで) の営業時間短縮要請を行う場合		売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が 75,000 円以下の場合	30,000 円
1 日当たり飲食業売上高が 75,000 円を超え、250,000 円以下の場合				1 日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)	
1 日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合				100,000 円	
売上高減少額方式			1 日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)	
			1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円	
上記以外の場合		0 円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)			
その他の区域	21 時までの営業時間短縮の要請を行う場合 (※2)	算式 V (規模別方式)	売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円以下の場合	25,000 円
				1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円を超え、250,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)

			場合	上)
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
		売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
		算式VI (平均単価方式)	20,000円	
		上記以外の場合	0円	

(※1) ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

(※2) ただし、令和3年10月1日以降における非認証店に対する要請は、20時までの営業時間短縮の要請を行う場合に限る。

表5-1 令和3年11月19日以降の単価（認証店）

区域区分		算式	単価⑥ (令和3年11月19日以降)		
緊急事態措置区域	20時まで (酒類提供禁止) の営業時間短縮要請を行う場合	算式Ⅶ (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
21時までの営業時間短縮要請を行う場合			売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額

					(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
	上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)		
まん延防止等重点措置地域	21時までの営業時間短縮要請を行う場合	算式Ⅶ (規模別方式) (※)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
	上記以外		0円		

	の場合		(ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)
その他の区域			0円

- (※) ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、認証店が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価⑥に代えて、表5-2の単価⑦を適用することを可能とする。



表 5-2 令和 3 年 11 月 19 日以降の単価（非認証店）

区域区分		算式	単価⑦ (令和 3 年 11 月 19 日以降)		
緊急事 態措置 区域	20 時まで (酒類提 供禁止) の営業時 間短縮要 請を行う 場合	算式Ⅶ (規模別 方式)	売上高方式 (対象者が中 小企業の場合 に限る。以下 同じ。)	1 日当たり飲食業売 上高が 75,000 円以下 の場合	30,000 円
				1 日当たり飲食業売 上高が 75,000 円を超 え、250,000 円以下の 場合	1 日当たり飲食 業売上高×0.4 (千円未満切 上)
				1 日当たり飲食業売上 高が 250,000 円を超 える場合	100,000 円
			売上高減少額 方式 (対象者が大 企業の場合又 は対象者が中 小企業であっ て売上高方式 によらない場 合に限る。以 下同じ。)	1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 0 円を 超え、500,000 円以下 の場合	1 日当たり飲食 業売上高の減 少額×0.4 (千 円未満切上)
	1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円			
上記以外 の場合		0 円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)			
まん延 防止等 重点措 置地域	20 時まで (酒類提 供禁止) の営業時 間短縮要 請を行う 場合	算式Ⅶ (規模別 方式)	売上高方式	1 日当たり飲食業売 上高が 75,000 円以下 の場合	30,000 円
				1 日当たり飲食業売 上高が 75,000 円を超 え、250,000 円以下の 場合	1 日当たり飲食 業売上高×0.4 (千円未満切 上)
				1 日当たり飲食業売上 高が 250,000 円を超 える場合	100,000 円
			売上高減少額 方式	1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 0 円を	1 日当たり飲食 業売上高の減

				超え、500,000 円以下 の場合 1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 500,000 円を超える場合	少額×0.4 (千 円未満切上) 200,000 円
	上記以外 の場合		0 円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)		
その他の 区域	20 時までの営業時間短縮の要請を行う場合	算式Ⅶ (規模別 方式)	売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円以下の場合	25,000 円
				1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円を超え、250,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1 日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円
		売上高減少額 方式	1 日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)	
			1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額	
	算式Ⅷ (平均単 価方式)	20,000 円			
	上記以外の場合	0 円			